平成２２年（フ）第８６３号
大阪府岸和田市尾生町３丁目４番５号
債務者　坂口　篤司
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５８号
堺市南区赤坂台６丁14番６―306号
債務者　藤田　豊久
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏見　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８２号
大阪府箕面市新稲６丁目18番１号、前住所大阪府池田市畑４丁目10番11号
債務者　徳永　畉男
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８３号
大阪府箕面市新稲６丁目18番１号、前住所大阪府池田市畑４丁目10番11号
債務者　徳永八重子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４３号
大阪府豊中市利倉西２丁目13番35―202号
債務者　白岩　麻季（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５２５号
京都府八幡市八幡安居塚28番地の22
債務者　米倉　堅亮
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　安徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５２７号
京都府八幡市八幡安居塚28番地の22
債務者　米倉奈津子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　安徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５９号
堺市南区城山台３丁16番16号
債務者　田村　昭市
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０９号
大阪府八尾市跡部本町４丁目４番16号、事業所所在地大阪府八尾市太田７―９
債務者　山田自動車こと山田こと　崔　　昌植
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１７号
大阪府東大阪市永和１丁目８番３―602号
債務者　吉田　海平
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻村　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２０号
大阪府枚方市野村元町54番５号、申立時の住所大阪市住吉区南住吉２丁目23番２号
債務者　長谷川　純
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５３号
大阪府門真市末広町37番23号　末広コーポ２階205号室、住民票上の住所大阪府守口市梶町３丁目43番４号
債務者　上田　武雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５４号
大阪府門真市新橋町31番６号　クレリエール２階202号室、住民票上の住所大阪府守口市梶町３丁目43番４号
債務者　上田　裕建
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２４号
大阪府高槻市奈佐原４丁目21番３―202号、前住所堺市西区鶴田町４番25―203号
債務者　髙橋　晃恵（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１７号
大阪市福島区鷺洲１丁目７―30　講武ビル４階７号、住民票上の住所大阪市福島区鷺洲３丁目１番３―401号
債務者　平井八千代
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　康郎
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７６号
大阪市平野区瓜破７丁目５番３号
債務者　岩木　純子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４号
広島県呉市両城１丁目４番６号
債務者　元町商事株式会社
代表者代表取締役　古村　行江
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部